

「株券上場審査基準」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- ・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表…………… 1
- ・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正新旧対照表…………… 2
- ・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表…………… 3
- ・ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表…………… 5
- ・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表…………… 9
- ・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 11
- ・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 12
- ・ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 14

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(セントレックスへの上場審査基準)</p> <p>第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) 株主数等 次のa及びbに適合すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 株主数が、上場の時までに、<u>200人</u>以上となる見込みのあること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年3月31日から施行し、同日以後に上場申請を行う者から適用する。</p>	<p>(セントレックスへの上場審査基準)</p> <p>第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) 株主数等 次のa及びbに適合すること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 株主数が、上場の時までに、<u>300人</u>以上となる見込みのあること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正
新旧対照表

新	旧
<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、<u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）</u>第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における<u>産競法第52条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、当該1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。</p>	<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、<u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）</u>第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における<u>産活法第49条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、当該1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、<u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「産競法」という。）</u>第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における<u>産競法第52条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となつてから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(6)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄（セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、<u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産活法」という。）</u>第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における<u>産活法第49条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となつてから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>(6)～(20) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(セントレックスの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（上場後3年間において、債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。た</p>	<p>(セントレックスの上場廃止基準)</p> <p>第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（上場後3年間において、債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。た</p>

だし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(4)の2・(5) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

だし、当該上場会社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となってから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

(4)の2・(5) (略)

2 (略)

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)</p> <p>第3条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条の規定の適用については、同条第5号を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、その事業年度の末日から1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。）の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあつては、債務超過の状態となった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、当該1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>産競法第2条第16項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された</p>	<p>(上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例)</p> <p>第3条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条の規定の適用については、同条第5号を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社とその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合（当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、その事業年度の末日から1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。）の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）にあつては、債務超過の状態となった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当取引所が適当と認める場合に限る。）には、当該1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。</p> <p>a (略)</p> <p>b <u>産活法第2条第25項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された</p>

場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)

c・d (略)

(株券上場廃止基準の特例)

第4条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社とその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度(当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。)の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)にあつては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a (略)

b 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用

場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)

c・d (略)

(株券上場廃止基準の特例)

第4条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条第1項の規定の適用については、同項第5号を次のとおりとする。

(5) 債務超過

上場会社とその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が、地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度(当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。)の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)にあつては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当取引所が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a (略)

b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用

を受ける特定調停手続による場合も含む。)

c・d (略)

- 2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条の2第1項の規定の適用については、同項第4号を次のとおりとする。

(4) 債務超過

上場会社がある事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。)に於いて、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度(当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号に於いて同じ。)の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当該取引所が適当と認める場合に限る。)に於いては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかを行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(dに掲げる事項を行う場合に於いては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当該取引所が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a (略)

b 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)

c・d (略)

を受ける特定調停手続による場合も含む。)

c・d (略)

- 2 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条の2第1項の規定の適用については、同項第4号を次のとおりとする。

(4) 債務超過

上場会社がある事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後3年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。)に於いて、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき(当該上場会社が地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度(当該再生支援決定を公表した日から5年が経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号に於いて同じ。)の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当該取引所が適当と認める場合に限る。)に於いては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合であつて、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われないことが確認できたとき。)。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかを行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(dに掲げる事項を行う場合に於いては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(当該取引所が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

a (略)

b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)

c・d (略)

付 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3 第3条（新規上場申請手続）第3項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1号cに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d並びに2(4)gに規定する書類をいうものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第3号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社若しくは同項第3号に定める当該他の会社の親会社である場合又は同号に規定する上場会社を完全子会社とする場合（新規上場申請者が外国会社である場合に限る。）であって、かつ、同項第1号又は第3号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でない見込まれる場合には、同bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同bに規定する当取引所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同bに規定する当取引所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 第3号c及び第4号bに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d並びに2(4)g及びiの(f)に規定する書類をいうものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 株券上場審査基準第6条第3項第1号又は第3号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社若しくは同項第3号に定める当該他の会社の親会社である場合又は同号に規定する上場会社を完全子会社とする場合（新規上場申請者が外国会社である</p>	<p>3 第3条（新規上場申請手続）第3項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1号cに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d並びに2(4)gに規定する書類をいうものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 株券上場審査基準第4条第3項第1号又は第3号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第3号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第3号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でない見込まれる場合には、同bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同bに規定する当取引所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同bに規定する当取引所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 第3号c及び第4号bに規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。ただし、新規上場申請者が外国会社である場合は、c、d並びに2(4)g及びiの(f)に規定する書類をいうものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 株券上場審査基準第6条第3項第1号又は第3号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第3号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第3号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号において読み</p>

場合に限る。)であって、かつ、同項第1号又は第3号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条の2第1項第5号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、同基準第2条の2第1項第5号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同基準第2条の2第1項第5号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する当取引所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面(当該新規上場申請者が、同基準第2条の2第1項第5号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する当取引所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。)

(7) (略)

付 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、同基準第2条の2第1項第5号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同基準第2条の2第1項第5号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する当取引所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面(当該新規上場申請者が、同基準第2条の2第1項第5号において読み替えて適用する同基準第2条第1項第9号bに規定する当取引所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。)

(7) (略)

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの
一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。</p> <p>(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>産競法第2条第16項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における<u>産競法第52条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合</p> <p>当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面</p> <p>ハ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>d (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。</p> <p>(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>産活法第2条第25項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における<u>産活法第49条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合</p> <p>当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面</p> <p>ハ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>d (略)</p> <p>(5) (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a～c</p> <p>d 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。</p> <p>(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>産競法第2条第16項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における<u>産競法第52条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合</p> <p>当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面</p> <p>ハ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>e・f (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 不適当な合併等</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第9号bに規定する「審査対象である非上場会社として当取引所が認める者」とは、<u>次の(a)から(d)までに掲げる場合における非上場会社をいう。</u></p>	<p>1 第2条（上場廃止基準）第1項関係</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 債務超過</p> <p>a～c</p> <p>d 第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第5号ただし書に定める「1年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。</p> <p>(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>産活法第2条第25項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における<u>産活法第49条</u>に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合</p> <p>当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面</p> <p>ハ (略)</p> <p>(b) (略)</p> <p>e・f (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 不適当な合併等</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第9号bに規定する「審査対象である非上場会社として当取引所が認める者」は、<u>非上場会社若しくは非上場会社の子会社と合併する場合における当該非上場会社（当該非上場会社が株券上場審</u></p>

(a) 非上場会社又は非上場会社の子会社と合併する場合（当該非上場会社が株券上場審査基準第4条第3項第1号の規定の適用を受ける場合に限る。）

(b) 非上場会社若しくは非上場会社の子会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合（当該非上場会社が株券上場審査基準第4条第3項第3号の規定の適用を受ける場合に限る。）（(c)に掲げる場合を除く。）

(c) 他の会社の完全子会社となる場合（非上場会社と共同で株式移転を行う場合（これと同等の効果をもたらすと認められる行為を行う場合を含む。）に限る。）又はこれに準ずる状態となる場合（当該他の会社が株券上場審査基準第4条第3項第3号の規定の適用を受ける場合に限る。）

(d) 非上場会社と会社分割を行う場合（当該非上場会社が株券上場審査基準第4条第3項第5号の規定の適用を受ける場合に限る。）

f～h （略）

(9)～(16) （略）

付 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

査基準第4条第3項第1号の規定の適用を受ける場合に限る。）、非上場会社若しくは非上場会社の子会社の完全子会社となる場合若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社（当該非上場会社が同項第3号の規定の適用を受ける場合に限る。）又は非上場会社と会社の分割を行う場合における当該非上場会社（当該非上場会社が同項第5号の規定の適用を受ける場合に限る。）をいう。

f～h （略）

(9)～(16) （略）

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係</p> <p>(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)の規定は、第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)cの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>c 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。</p>	<p>2 第3条（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の特例）関係</p> <p>(1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(4)の規定は、第3条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)cの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>c 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第3条において読み替えて適用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第5号ただし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。</p>

イ 次の(イ)から(ニ)までに掲げる場合の区分に従い、当該(イ)から(ニ)までに定める書面

(イ) (略)

(ロ) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(ハ)・(ニ) (略)

ロ (略)

(2) (略)

3 第4条（株券上場廃止基準の特例）関係

(1) 株券上場廃止基準の取扱い1(4)（同取扱い3(4)において準用する場合を含む。以下この3において同じ。）の規定は、第4条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) (略)

(b) 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号た

イ 次の(イ)から(ニ)までに掲げる場合の区分に従い、当該(イ)から(ニ)までに定める書面

(イ) (略)

(ロ) 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(ハ)・(ニ) (略)

ロ (略)

(2) (略)

3 第4条（株券上場廃止基準の特例）関係

(1) 株券上場廃止基準の取扱い1(4)（同取扱い3(4)において準用する場合を含む。以下この3において同じ。）の規定は、第4条第1項又は第2項の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1(4)dの規定の適用については、次のとおりとする。

d 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号又は第2条の2第1項第4号に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) (略)

(b) 第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号ただし書に規定する「当取引所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第4条第1項又は第2項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書又は第2条の2第1項第4号た

だし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ニ)までの区分に従い、当該(イ)から(ニ)までに定める書面

(イ) (略)

(ロ) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(ハ)・(ニ) (略)

ロ (略)

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

だし書に規定する1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(イ)から(ニ)までの区分に従い、当該(イ)から(ニ)までに定める書面

(イ) (略)

(ロ) 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(ハ)・(ニ) (略)

ロ (略)

(2) (略)